

第20号様式記載の手引 | ※この申告書は確定申告、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、これらに係る修正申告に使用します。

欄	記載のしかた
金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を記載します。
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人。 法第292条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額
「市民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 中間申告の場合→「中間」 (2) 確定申告（退職年金等積立金に係るものをおきます。）の場合→「確定」 (3) (1) 又は(2)に係る修正申告の場合→「修正中間」又は「修正確定」
「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は⑯の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑯の欄に記載した金額と同額になります。

摘要欄	記載のしかた
①「法人税法の規定によって計算した法人税額」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。
⑤「課税標準となる法人税額及びその法人税割額」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (i) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、長野市のみに事務所等を有する法人 ①+②+③+④の金額 (ii) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (iii) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の④の欄の金額 (iv) 連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の⑦の欄の金額 (v) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑥「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、長野市のみに事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (i) ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ii) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑧「税額控除超過額相当額の加算額」	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額）を記載します。
⑫「差引法人税割額」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑬「既に納付の確定した当期分の法人税割額」	既に確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。
⑭「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」	「⑫の欄の金額-⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいづれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。
⑯「算定期間中において事務所等を有していた月数」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
⑰「 $\text{円} \times \frac{\text{⑯}}{12}$ 」	この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てた金額を記載します。 均等割の税率区分の基準は「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいづれか大きい額を用います。
⑲「この申告により納付すべき市民税額」	⑯又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑯又は⑰の欄を零として計算します。

摘要欄	記載のしかた
⑤「課税標準となる法人税額及びその法人税割額」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (i) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、長野市のみに事務所等を有する法人 ①+②+③+④の金額 (ii) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (iii) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の④の欄の金額 (iv) 連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の⑦の欄の金額 (v) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑥「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、長野市のみに事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (i) ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ii) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑧「税額控除超過額相当額の加算額」	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額）を記載します。
⑫「差引法人税割額」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑬「既に納付の確定した当期分の法人税割額」	既に確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。
⑭「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」	「⑫の欄の金額-⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいづれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。
⑯「算定期間中において事務所等を有していた月数」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
⑰「 $\text{円} \times \frac{\text{⑯}}{12}$ 」	この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てた金額を記載します。 均等割の税率区分の基準は「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいづれか大きい額を用います。
⑲「この申告により納付すべき市民税額」	⑯又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑯又は⑰の欄を零として計算します。